

# 一般社団法人 日本鳩レース協会 レース規程

## 第1節 一般規則

(規程の範囲)

第1条 一般社団法人日本鳩レース協会（以下単に協会という）の定款第4条第2号による協会所属団体および有志のレース並びに審査は、すべてこの規程による。

(レースの統括範囲)

第2条 協会は、性能検定レースのほか、各種レースの公認、主催または援助をする。

2. 各地区に競翔団体を置き、その地域のレースを統括する。

(レースの定義および区分)

第3条 レースは、参加者2名以上、かつ参加鳩2羽以上で同一地点から同時刻に、一斉に放鳩してこの鳩の分速を競うもので、参加数がこれより少ないときはレースは成立しない。

2. レースを主催団体の種別、および実施方法によって次の通りに区分する。

① 主催団体による区分

- (イ) 協会レース（協会が主催して行うレース）
- (ロ) ブロック連盟レース（ブロック連盟が主催して行うレース）
- (ハ) 地区連盟レース（地区競翔連盟が主催して行うレース）
- (ニ) 連合会レース（競翔連合会が単独で主催して行うレース）
- (ホ) クラブレース（クラブが単独で行うレース）
- (ヘ) 合同レース（2つ以上のブロック連盟、地区競翔連盟または競翔連合会が合同して主催する単一のレース）

② 放鳩方法による区分

- (イ) 単独放鳩（主催団体が独自に放鳩するレース）
- (ロ) 共同放鳩（2つ以上の主催団体が共同して放鳩するレース）

第4条 レースの種別を次のように定める。

- ① 一般レース（参加鳩の制約のないレース。ただし、菊花賞レースと併行するレースについては若鳩は参加できない）
- ② 特別レース（協会が別に定める実施要綱に準拠して行われるレース）
- ③ 特殊レース（参加鳩に何等かの制約が加えられるレース）
  - (イ) 成鳩レース（満1歳以上の鳩のレース）
  - (ロ) 若鳩レース（当年度脚環装着鳩のレースとして距離は600kmまでとする）
  - (ハ) 雄鳩レース（雄鳩のみのレース）

(ニ) 雌鳩レース（雌鳩のみのレース）

(ホ) マーク鳩レース（参加鳩の脚環番号を指定して行うレース）

(ヘ) アベレージレース（特定鳩の平均分速を競うレース）

(公称距離)

第5条 距離によって一定の不足分を許容したものを行う。全てのレースについて50kmまでを許容する。ただし、公称500km以上のレースで、レース構成上地理差による距離不足の許容限度は参加鳩舎の30%を超えてはならない。

(公認記録と記録証明)

第6条 各レースの飛翔距離によって記録が公認される範囲を次の通り定める。

公称距離	範囲	公称距離	範囲
①100、200km	放鳩当日まで	④800、900km	放鳩5日目まで
②300～500km	放鳩翌日まで	⑤1,000、1,100km	放鳩7日目まで
③600、700km	放鳩4日目まで	⑥1,200km以上	放鳩10日目まで

2. 前項の期限内に帰還した鳩のうち、記録公認を得られなかったもので審査委員会でその帰還の事実を確認された場合は、申請により帰還証明書を交付する。
3. 記録証明書および帰還証明書の交付の交付期間は、記録公認の日から5年とし手数料は別に定める。この証明書の交付を申請するときは、所有権登録証の提示を要する。

## 第2節 参加者に関する規則

(レース参加資格並びに参加範囲)

第7条 レース参加者は、連合会員とし、協会で定めた諸規程を守るのはもちろん主催団体において定めた規約も守らなければならない。

2. レース参加鳩は、所有権登録証を有する本協会制定の脚環装着鳩とする。他団体より本協会に転入した連合会員が所有する当該団体制定の脚環装着鳩については、その全鳩を所属する地区競翔連盟に登録してレースに参加することができる。
3. 他団体発行脚環を本協会脚環と併せて装着した鳩は、レースはもちろん品評会にも参加できない。
4. 協会の委託鳩舎に委託された外国脚環装着鳩については、前各項の規定に拘らず協会及び協会が委託して行う全てのレースに参加できるものとする。
5. 特別レースに参加した同一鳩を、同一シーズン

- に主催団体の異なる同種のレースに参加させてはならない。
6. 氏名、電話番号等を記した標識を装着していない鳩は、レースに参加させてはならない。
  7. 協会が主催または公認する国際親善レースに参加する外国脚環装着鳩は、本条第2項3項の規定に拘らず協会制定脚環装着鳩と同様に取り扱うものとする。
  8. レース参加鳩は、各所属団体の認める防疫プログラムに従い種々の防疫ワクチンを接種し健康な鳩を参加させること。

#### (鳩舎位置の登録)

**第8条 初めてレースに参加しようとする者及び従来の鳩舎を移転した者は、レースが行われる1ヶ月前までに以下の測定により鳩舎位置の登録を協会に申請して許可を受けなければならない。なお、登録は1人、1鳩舎とし、従来の鳩舎を移転した者は従前の登録証は無効となる。※註 (1) 共同鳩舎の申請をした場合、1鳩舎で複数人の登録ができる。但し、1人での共同鳩舎申請は認めない。(2) 協会の国際委託鳩舎レースに参加しようとする者の場合は、本条の限りではない。(3) 同一鳩舎の申請をした場合、複数鳩舎で同一位置の登録が出来る。)**

- ① GPS機器を用いて測定する場合は、自己が所属する会の長及び審査委員長立会のもと、自己の鳩舎所在の場所において測定し、その緯度経度を所定の用紙に書き込み立会者の署名押印を受け、鳩舎位置測定が正しいことを証明してもらい、協会に申請する。
- ② 電子地図を用いて測定する場合は、前項同様自己の所属する会の長及び審査委員長の他、隣在鳩舎主立会のもと、パソコン画面上で位置を確認し、同場所の確認ができる地図をプリントアウトし、地図に自己の鳩舎位置に針で穴を開けるとともに立会者の確認印を受け、パソコン上で測定した緯度経度を所定の用紙に書き込み立会者の署名押印を受け、鳩舎位置測定が正しいことを証明してもらい、協会に申請する。
2. 測定方法は、地区競翔連盟の指定によるものとする。

#### (距離測定および登録)

**第9条 レースに参加する者は、次のいずれかにより放鳩地、帰還鳩舎間の距離測定を済ませ、その距離を、レースを実施する2週間前までに主催団体に登録しなければならない。**

- ① 公認記録測定員が測定するもの。
- ② 協会が承認した自動記録システムまたは計算ソフトを用いて測定し、公認記録測定員の確認をうけたもの。
2. 公認記録測定員の行う距離測定は、附則1. に定めた測定法によって行うものとする。

#### (使用する記録機の検査)

**第10条 参加者は、審査委員会より指示ある場合は使用する記録機を審査委員会に提出し、その検査を受けなければならない。**

#### (記録機の使用)

**第11条 レースにはすべて協会が公認した記録機を適正に使用しなければならない。(別表1) (注。複数のレースに使用してよいこと。)**

2. レース参加者が1レースに2台以上の記録機を使用する場合は、あらかじめ審査委員長に届け出て認可を受けなければならない。
3. 2. にて認可を受けた記録機は、記録する順番を定め、それに従い記録を行うこと。
4. 自動記録機の使用においては、複数のレースを同時に記録しようとするときは、その取扱いについては当該レースの審査委員長の指示に従うこと。
5. マスタータイマーが日本標準時の電波受信時計以外のものについては、ゴム輪記録機の閉函規正と同時刻に、ラジオ、テレビ、電話等の時報によるシステム進遅誤差の修正のための規正を行いうものとする。(2回規正する必要はない) また、基本時計(マスタークロック)のスタートはラジオ、テレビ、電話等の時報によるが、時間はゴム輪記録機の閉函規正と同時刻でなくともよい。
6. 電子入舎システムを使用の場合の個人センサーの取付け位置は、通常鳩が外に出られない範囲で鳩を掌握可能な鳩舎内とし、帰還鳩が必ず通過するところとする。
7. 電子入舎システムで使用する電子リングは、機種に適合する品質形状であるものを使用すること。
8. 協会が指定する委託鳩舎のレース(他のレースと競合しないレースに限る)については、システムの遅速が24時間に1分以内であれば遅速誤差の修正を行わないものとする。

#### (記録機の取扱い)

**第12条 記録機は、次の各号に従い正常かつ慎重に取扱わなければならない。**

- ① 記録機は、その機種の如何を問わず蓋を開いたまま閉函規正の落しを行なうことはできない。
- ② (イ) 参加者は、記録機のセットを終り記録紙に立会者または審査委員の証印を受けて閉函した後は、審査終了まで記録機を開函してはならない。
- (ロ) 各号の立会者の証印を受ける前に記録機の蓋を閉じてはならない。
- ③ ベンジング・コマチック記録機は閉函規正後満3昼夜を経過した後、16時間以内(規正後88時間以内)に再規正を行なわなければならない。
- ④ 旧型複式ベンジング記録機または規正箇所の

- ない記録機は、1番の穴を閉函規正に2番の穴以下を帰還記録に使用するものとする。
- ⑤ 記録機は閉函規正のとき、記録紙に規正年月日、規正時刻、所属団体名、レース参加者氏名(当初から共用するときは共用者の氏名も)を記入し、審査委員の証印を受け、なお特別レースの場合は記録機外函の封印金具に紐を通して結束し、これに鉛玉を取り付けて封印器で封印した上、時計札を付し(共用する場合は共用者の氏名も記入し)立会者の証印を受けなければならない。ただし、閉函規正後、記録機が故障したときは必ず本条第9項(イ)の取扱いを行うこと。
  - ⑥ 閉・開函ともラジオ、テレビまたは電話による時報に合わせて規正落しを行う。特別レースの場合は立会者の立会のもとにその指示により行う。
  - ⑦ 閉函規正後、規正年月日、規正時刻、所属団体名、使用者氏名を記入した時計札を付して立会者の検査を受けなければならない。閉函規正の際に失敗したものは、審査委員長の指示に従い再規正を行うことができるものとする。(但し1回限り) 1回目に失敗した記録紙は切らすに巻き込む。
  - ⑧ 閉函規正を行わない参加者は、他の記録機に記録出来ない。
  - ⑨ (イ) 閉函規正後、記録機の故障のため緊急措置として他人の記録機を共同使用した場合は閉函規正前に故障した記録機および共同使用記録機を審査委員に提示して、その共同使用についての承認を受けなければならない。  
(ロ) 共同使用記録機にゴム輪を挿入する際は、そのゴム輪またはゴム輪ケースにゴム輪挿入者を識別できる文字、または符号を記入しなければならない。
  - ⑩ 外函が木製の国産記録機が継ぎ目のない紐を外函のハンドルの下を通して函を鉢巻きして、その両端を封印金具に堅く結び付けて鉛玉を取り付け、封印器を用いて封印しなければならない。
  - ⑪ 複式ベンジング記録機は、記録紙を一枚取り付け印字できるよう使用しなければならない。
  - ⑫ 各種公認記録機の経過日数表示部のセットの位置は、協会が各機種ごとに定める正しい位置によるものとし、そのセットの仕方は第11条別表1に明記されている。
  - ⑬ 審査委員は必要に応じ第1次審査後、入賞圏内の鳩の記録機を5日以内留置し、当該レース参加者の立会のもとに精密に検査を行う。
  - ⑭ 閉函規正は、ラジオ、テレビまたは電話の時報により1度打つこと。
  - ⑮ ジュニアアクオーツコンピューター記録機は記録用紙が別機になっているので閉函規正に際し、記録紙型の用紙に一般の記録用紙と同様に記入し立会者または審査員の証印を受け記

録機の中に入れるものとする。再規正を行う時は前に証印した用紙と再規正で証印した用紙を記録機の中に入れる。またベンジングコンピュータークロック(CC)は規正後、プリントアウトしレースに使うコード番号を定め、プリントアウトした記録紙は時計札に付けておくか記入して証印を受ける。

- ⑯ 閉函規正時の記入事項、記録機のセットについては、参加者自ら確認し自己責任を負う。
- ⑰ 電子システムを使用する場合は、システムの運用に関し連合会審査責任者の指示に従うものとし、レース参加者が自鳩舎の登録に際しシステムの操作をしてはならない。参加鳩リストおよび記録リストについては確認のうえ、参加者および立会い者の署名または押印をする。もってレース規程第12条第1項、第2項、第5項、第6項、第7項にかかるものとする。
- ⑱ このシステムの運営に際しては、各レースの主催団体の合意のもとに実施すること。なお、公認については各機種毎に取扱い要項を別に定める。

#### (記録機不正使用の禁止とその効力)

第13条 レースに使用する記録機は、本来の性能を十分に発揮できるよう完全な状態のものに整備し、これによって審査の結果、審査委員会が次の各号の1に該当するものと認めた場合は、その記録によるすべての記録を無効とする。

- (1) 全面無効
  - ① 記録機の外函の蝶番が不備のため、簡単な操作で蓋が逆開きできるもの。
  - ② ドラムが不自然に移動もしくは回転するもの。
  - ③ 閉函規正より審査終了までの間に審査委員以外の者が記録機を開函したとき。
  - ④ 記録機の透明カバーが歪みまたは隙間のあるもの。
  - ⑤ 記録機が24時間に3分以上の割合で遅速の誤差が生じるもの。
  - ⑥ 記録機の精密検査のため審査委員が記録機を留置中にレースのときの遅速と逆の遅速誤差を生じ、その誤差が1時間につき3秒を超えたとき。
  - ⑦ 記録機の時計の針の指す時刻と記録印字の時刻が不一致のとき、もしくは経過日時の印字と実際の経過日時が不一致のとき。
  - ⑧ 時計が審査規正前に停止したとき。
  - ⑨ 特別レースおよび協会レースにおいて記録機外函の封印が正規の通り施されていないとき。
  - ⑩ ドラムにゴム輪を挿入しないで記録機を打つたとき。
  - ⑪ ゴム輪ケース使用機種については、ゴム輪を金属製またはプラスチック製のゴム輪ケースに挿入しないで使用したとき。この場合、STB-A・N型機についてC型(30穴)機のゴム輪ケース不要型機使用の場合を除く。

- (12) 1/3以上形のつぶれたゴム輪ケースを使用したとき。
  - (13) 閉函規正から開函規正までの間に記録紙に開函表示穴があるとき。
  - (14) 閉、開函の印字が読みとれないとき。
  - (15) 前各号のほか不正使用を行いやすい状態にあり、審査委員会が記録機の不正使用があったと認めたとき。
- (2) 一部無効（次の各号の場合は、記録機による記録の一部を無効とする。）
- (1) 無蓋ゴム輪ケースの口を上向きにしてドラムに挿入したときは、そのゴム輪の帰還鳩の記録のみを無効とする。
  - (2) 当該レース以外のゴム輪をドラムに挿入して記録機を打ったときは、その鳩の記録のみを無効とする。
  - (3) 記録紙上の記録印字に読みとれないものがあるときは、その印字の記録のみを無効とする。

### 第3節 主催団体に関する規則

#### A レース関係

##### （レースの準備）

第14条 ブロック連盟、地区競翔連盟、競翔連合会は、その組織内にレース委員会、および審査委員会を組織してレースの準備、主催並びに審査等一切のことを行う。

##### （レース委員会）

第15条 レース委員会は、放鳩者、放鳩立会者を選任並びに送鳩から放鳩までの管理、会計、収支決算等レース実施に関するすべての業務を行う。

##### （レース予定の届出）

第16条 競翔連合会は、レースについて毎年2回、次の期限内にレース予定表を協会に提出しなければならない。なお、レース種別を必ず記入すること。記入しないときは授賞しない。

- (1) 1月～7月末日迄のレース・2月末日迄
- (2) 8月～12月末日迄のレース・8月末日迄

##### （レース実施上の制限）

第17条 同一主催団体は、同一日に同一距離から第4条に定める同種のレースを重複して実施してはならない。

2. 1000km以上の一般レースを同一季節に2回以上行う場合は、各レースの放鳩日の間隔を1週間以上おかななければならない。ただし、地区が共同して行う1000km以上のレースとの放鳩日間隔については、制約を受けない。
3. レースの放鳩は、協会が測定した放鳩地点（JR駅、高速道路ICゲートまたは放鳩地測定基点）から帰還地より遠くなる地点で放鳩しなければならない。ただし、地形的事情によりやむを得

ず、この範囲を超えて帰還地に近い地点から放鳩する場合は、あらかじめ協会の承認を得なければならない。

##### （放鳩者の任務）

- 第18条 放鳩者は、指示された放鳩地点及び時刻に異常なく正確に放鳩を行い、その時刻および状況を競翔委員長に速報して、帰任と同時に放鳩立会者署名、証印の放鳩証明書を審査委員長に届けるものとする。
2. 放鳩証明書にはレースに必要な事項を全部記入するものとする。

#### B 立会関係

##### （立会）

第19条 レースを行う場合は、鳩の持ち寄り、放鳩、記録機閉・開函規正、審査について、それぞれ立会者をたてなければならない。ただし、一般レースのほか文部科学大臣賞、楓賞、全日本ジュニア選手権の各レースは放鳩立会者だけである。

2. 立会者はレースのすべてを正確に実施するためおくもので、次の4つに区分される。

- (1) 鳩持寄立会者
- (2) 放鳩立会者
- (3) 記録機閉函規正立会者
- (4) 記録機閉函規正並びに審査立会者

##### （立会者の資格）

第20条 立会者は、レースを主催する団体に所属しない者で、協会所属の連合会員とする。ただし、合同レースについては相互立会いでよいものとする。また、前条第2項（1）、（3）、（4）の立会者およびその代理人は協会が行う審査員資格取得試験の合格者とし、その執行については主催団体において適正に処理することとする。

2. 特別レースにおいて、交通不便なところ、協会組織のないところ等の事由により前条の立会が困難な場合、事前に協会に申請して承認を得るものとする。一般レースにおいて同様の場合は、主催団体において適正に処理することとする。

##### （立会者の義務および任務）

第21条 立会者は、指定された日時および場所に正確に出頭しなければならない。

##### 2. 鳩持寄立会者

- (1) 鳩持寄立会者は審査用紙にゴム輪カードが貼付してある事を確認し持寄終了後巣封の上、審査当日審査立会者に引き継ぐまで保管する。
- (2) 持寄鳩の送り出し数と審査用紙に記入された集計数とが一致することを確認すること。ゴム輪の装着されていない鳩のないよう点検して出発まで規則違反のないよう監督すること。
- (3) 電子入舎システムを使用の場合は、当該レースの参加登録の際、持ち寄った鳩の脚環番号

とシステムに登録してある脚環番号が合致したもののみを登録済みとし、終了後、統一システムからプリントアウトしたものを確認し、押印のうえ保管する。もって、レース規程第21条第2項①、②、第3項①、②、③にかかるものとする。

- ④ 自動記録機の持ち寄り立会者はシステムの基本時計を時報に合わせて正確に始動させること。

### 3. 記録機閉函規正立会者

- ① 記録機閉函規正立会者は、閉函規正前に記録用紙に規正年月日、規正時刻、所属団体名および使用者（共用者も含む）氏名の記入されていることを確認し自ら証印する。
- ② 閉函規正がラジオ、テレビまたは電話の時報により正確に行われるよう確認する。電話の時報によるときは、立会者が時報を聞きながら所定の時刻になったとき、合図を行って規正を行わせること。
- ③ 記録機を規正後印字及び印穴が正確明瞭であること、時計札の記載事項に誤りのないこと、なお特別レースについては封印が正規になされていることを確認の上、時計札に証印すること。
- ④ 自動記録機の審査立会者はシステムの基本時計を時報に合わせて規正を行い進遅を正確に計ること。

### 4. 放鳩立会者

- ① 放鳩立会を引き受ける者がないときは、そのレースを行うことができない。
- ② 放鳩時刻はラジオ、テレビまたは電話の時報によることを原則とする。天候その他の理由でやむを得ず放鳩時刻を変更するときは、自己の時計を前記時報の最も近い時報に合わせておき、それを基準として放鳩する。
- ③ 放鳩証明書記載事項についてはその事項を確認の上、記入し所属連合会名を付して署名証印すること。
- ④ レース参加鳩が放鳩前に脱出したときは、残りの鳩の脚環番号を調査し、もしくは適切な処置を講じた後でなければ放鳩させてはならない。
- ⑤ レース実施団体より依頼され、これを承諾した者が事故等により立会できないときは、承諾した者が自己の責任において代理人を選定して立会を代行させることができる。
- ⑥ 代理人が立会を行ったときは、放鳩証明書に立会人本人および代理人が共に署名押印すること。

### 5. 記録機閉函規正並びに審査立会者

記録機閉函規正並びに審査立会者は、各審査委員が次の事項を励行するよう督励する。

- (イ) 審査受付は、あらかじめ発表した時刻で締切り、締切り後の到着記録機は受けないこと。

- (ロ) 規正は、ラジオ、テレビまたは電話の時報を基準とすること。
- (ハ) 審査、規正の正確なことを確認するため、記録紙の印字および第12条第5項ただし書きに該当するものについては、共用者氏名が記入されていることを検査すること。
- (ニ) 第1位鳩の審査表、記録紙に確認の証印をして、ゴム輪（控紙とも）とともにレース成績決定後2週間以内に協会に提出するよう助言すること。また電子入舎システム使用の場合は、記録紙にかえてプリントアウトした記録紙を同様に提出する。ゴム輪は不要とする。
- (ホ) 参加申込書（審査用紙）に参加者氏名および鳩番号に誤記があった場合、またその記載が不明確な場合及び鉛筆書きの場合は、これを審査の対象としないこととする。ただし1部の鳩番号のみに誤記または不明確な記載があった場合は、その鳩に限り審査の対象としないものとする。（鳩番号とは、年号、記号も含む）
- (ヘ) 必要あるときは、入賞鳩舍に出向き当該鳩の点検および近距離地点よりの放鳩による帰舎確認を行うこと。
- (ト) 前各号のほか、本規程および協会の公示に従い厳正に審査を行うよう督励すること。
- (チ) 電子入舎システムによる記録時間は、秒末満を繰り上げて読む。

## C 審査関係

### (レースの審査)

第22条 レース主催団体は、レース成績を判定するために各レースごとに審査委員会を設ける。

### (審査委員会)

第23条 審査委員会の構成、任務および権限については次の通りとする。

- ① レース主催団体は、連合会員中から協会が行う審査資格取得試験合格者を3名以上審査委員として選出し委員長を互選する。
- ② 審査委員会は、距離測定の確認、審査記録紙の証印（2名以内）、記録機の規正、開函、再規正、分速算出、順位決定、成績表作成等レースの審査事務一切を行う。

### (参加者の立会)

第24条 審査委員長は、当該レース参加者の立会いを拒むことはできない。

### (審査についての疑義の申立て)

第25条 レース参加者は、審査委員会が行ったレース審査の方法又は成績の判定に対し疑義のあるときは、その判定後1週間以内に当該委員会に対し疑義の申立てをすることができる。

#### (疑義の抗告)

第26条 前条により疑義の申立てをして却下され、なお再審の判定に疑義のあるときは、判定発表後2週間以内に協会に抗告することができるものとする。

2. 疑義の抗告は、抗告の趣旨を記載した書面をもって行うものとする。

#### (審判委員会)

第27条 協会は、前条の抗告のあったときは、会長の委嘱した委員若干名をもって構成する審判委員会を設置し、審判を行うものとする。

2. 審判委員会は、必要に応じ抗告者のほか、証人、参考人、または鑑定人を招き、または抗告者の所属する団体の審査委員会の審査の方法もしくは事実の認定に誤りがあったと認めた場合は、その事件を当該委員会に差し戻して再審査を命ずることができる。
3. 審判委員会の裁決に対しては、異議の申立てをすることができない。

## D 授賞申請関係

#### (成績順位の決定)

第28条 レースの成績順位の決定は、次の各号によつて行う。

- ① 分速の高いものを上位とする。
- ② 同一分速のものは、生年の若い鳩を上位とする。
- ③ 分速および生年が同じものは、雌鳩を上位とする。
- ④ 第2号および第3号によって順位が決定できないときは、飛翔距離の大なるものを上位とする。
- ⑤ 前各号によっても順位が決定できないときは、抽選によって決定する。
- ⑥ 自動記録機を使用の場合、同一鳩舎において秒単位まで同時刻の打刻は打刻順とする。

#### (成績順位の呼称)

第29条 レースの成績の順位により、次のように呼称する。

- ① 優勝…レースにおける分速が最も早く1位のもの。
- ② 上位入賞…レース参加羽数の10%以内のもの。
- ③ 入賞…レース参加羽数の20%以内のもの。
- ④ 記録…第6条に定めた期間内に帰還したものの。

#### (審査およびその発表)

第30条 審査委員会は、記録機の封印を確認した後に開函し、記録紙について閉、開函各規正および記録印字の明確なものについてのみを、また、電子入舎システムを使用の場合は連合会の統一システムに個人データ集積機を接続し、正規なものであることを確認されたものののみの分速計算を行い、

正しい記録と認められるものについて成績順位の判定を行い、レース終了後2週間以内に仮発表する。仮発表後1週間以内に疑義の申立てがないときは、正式発表とする。

2. 本規程第25条による疑義の申立てがあったときは、審査委員会の再審査判定後2週間を経過した後成績順位を発表する。
3. 本規程第26条による疑義の抗告があったときは、審査委員会の裁決または差し戻し再審査の判定後成績順位を発表する。
4. 鳩レースにおいては、鳩は日の出から日没後30分まで飛ぶものとする。尚、別に定めのある場合を除き、日の出、日の入りの基準地點は主催団体において決定するものとする。
5. 翌日以後の所要時間の算出については、放鳩当日の帰還地における日没時刻より放鳩時刻を差し引いて当日の飛翔時間を求め、翌日の場合は、その正時刻から日の出時刻を差し引いて翌日の飛翔時間を求め、この両方に前号の30分を加えて算出する。3日目以後については、当日飛翔時間に翌日の日の入時刻から翌日の日の出時刻を差し引いて、翌日飛翔時間を求めたものと、更に3日目の日の出時刻を差し引いたものに1時間を加えて算出する。以後は、これを繰り返し行って算出する。
6. 放鳩日の日没後30分以後に帰還した鳩がある場合は、その帰還の時刻を記録機で記録し、日没時刻に30分加えて計算するものとし、翌日以後のこのような場合は前号による計算と本号の取り扱いによるものとする。この場合24時までに帰還時刻を記録された鳩は当日または、それ以後の2日目、3日目等の帰還として取り扱う。
7. 電子入舎システムの保管・管理は、連合会長もしくは連合会長が認めた代理人とするものとする。

#### (成績公認の申請)

第31条 レース主催団体は、特別レースについては、次の書類をレース成績決定後2週間以内に協会に提出し、成績の公認を求めなければならない。

- ① 放鳩証明書…1枚（合同放鳩の場合は、代表して1枚）
  - ② 授賞申請書…1枚
  - ③ 1位鳩の鳩舎の持寄りリスト及びレースリスト（ゴム輪使用の場合は、1位鳩の審査表、記録紙、ゴム輪・控紙）
  - ④ 成績表…1部（レース参加羽数の最大20%まで）
2. 前項の書類は、電子メールを利用して提出することができるものとする。
  3. 一般レースについては、第1項の書類はレース主催団体において管理保管し、協会への提出は行わないものとする。
  4. 1つのレースを分割した申請、および重複した申請は認めない。ただし、特別レースの実施要

綱に規定されているレース（レジョナル、地区ナショナル、グランプリレース、グランドナショナルレース）については、次の通り距離に応じて連合会の各賞レースとして申請してもよい。

連合会レース 特別レース	菊花賞	アジア鳩協連盟 会長賞	農水 大臣賞	衆議院 議長賞
レジョナルレース(春季)		○	(500km 以上)○	
レジョナルレース(秋季)	○			
地区ナショナルレース		○	○	
グランプリレース			○	(800km 以上)○
グランドナショナルレース				○
(備考)				
桜花賞レース				○

（レース委員会および審査委員会の解散）

第32条 レース委員会は、そのレース事務完了と同時に、また審査委員会は当該レースの審査事務完了と同時に解散する。

（記録の公認）

第33条 協会は、前31条第1項の手続きを経て申請のあったレースの申請書類に不備がないものについてのみを受理し、常任理事会の議を経て記録を公認し、これを5年間保存するものとする。

#### 第4節 査察に関する規則

（査察委員会）

第34条 レースの実施状況を査察するため、協会に査察委員会を常置する。

2. 査察委員会は、常任理事会をもって構成する。
3. 査察委員会は、必要と認めたときはレースに関し詳細にその状況を査察し、また必要に応じてレース関係者を招致し、もしくはレース主催団体に対して関係書類の提出を求めることができる。
4. レース主催団体またはレース関係者は、査察委員会が行う査察に対し協力しなければならない。
5. 査察委員会は、査察の結果について査察意見を添えて、会長に報告するものとする。

（不正レースに対する措置）

第35条 主催団体が不正レースを行い、またはレース規程に違反するレースを行ったとき、および連合会員に不正行為をなさしめ、または連合会員の不正行為を黙認あるいは看過した場合は、協会は査察委員会にて調査のうえ、当該団体の特別レース参加を一定期間禁止し、責任者の更迭を命じまたは審査委員会の公認審査員資格を剥奪し、あるいは不正レースを行った者の一定期間レースおよび品評会への参加を停止させることができる。

2. 不正またはレースきついに違反する疑いのあるレース及び記録があった場合、協会は、そのレース及び記録を無効とすることができます。する。

#### 第5節 授賞に関する規則

（賞状、賞品および奨励賞の授与範囲）

第36条 この規程で別に定めのある場合を除いて、第6条第1項に定める範囲の記録鳩のみ分速を算出し、序列（順位）を決定する。

#### 第6節 特別規則

（総理大臣賞）

第37条 総理大臣賞は地区ナショナルレースと、桜花賞レースまたは2地区以上の合同によって行う公称900km以上の合同レース（以下合同レース）に参加し、両レースにおいて当該地区連盟の参加鳩数の上位10%以内の順位にある同一鳩を有資格鳩とする。

2. 両レースの入賞率を計算し、その合計点数が小さい鳩を上位とする。

[入賞順位 ÷ レース参加羽数（小数点以下六桁目四捨五入）]

3. 第1号における合同レースとは例えばグランプリレース（但し、公称900km以上のもの）、グランドナショナルレース等をいい、この内いずれか1つとし、いずれを総理大臣賞に該当させるかは、地区競翔連盟において定め、協会より配付する所定用紙に必要事項を記入して、地区競翔連盟長は本規程第16条に定める期限（2月末日）までに届け出るものとする。
4. 地区連盟より提出された成績表にもとづき、総理大臣賞受賞鳩を除く地区連盟1位鳩に協会賞杯、地区連盟1位から3位鳩に協会賞状を授与する。
5. 各地区連盟は、第2号該当鳩の成績表を作成し、6月末日までに協会に提出する。
6. 総理大臣賞には、その年度の授賞鳩の鳩番号、使翔者名、所属団体名を記録する。

（会長賞）

第38条 各地区競翔連盟が春季に行う、レジョナル、地区ナショナルの両レースで同一鳩が得た順位について、それぞれの入賞率を計算し、その合計した数字が地区競翔連盟の最小点鳩に授与する。

2. 前項の該当鳩のうち最小点鳩を全国総合1位とする。
3. 各地区競翔連盟は、第1項該当鳩の授賞申請書を、6月末までに協会に提出する。

（各種大臣賞およびその他の賞）

第39条 協会が指定する内閣総理大臣賞該当レース、農林水産大臣杯レース、国際親善レースおよび全国レース鳩品評会等に対する内閣総理大臣賞、農

林水産大臣賞および農林水産省生産局長賞については、暴力団構成員には各種大臣賞の下付申請を行わない。その他各種レースについても授賞は行わない。

2. 前項の各種大臣賞およびその他の賞は、個人の合同委託鳩舎について下付申請を行わない。但し、従来の共同鳩舎についてはこの限りでない。

(註) 合同委託鳩舎とは、鳩が有償で委託される鳩舎又は譲渡者の受益に限って委託される鳩をいうものとする。

#### 附 則 (略)

##### 距離測定法

レース規程に基づいて行うレースの距離測定は、すべてこの方法によって行うものとする。

$$\sqrt{(Aa)^2 + (Bb)^2 \pm Aa(Bb)^2 c}$$

A = 放鳩地緯度～鳩舎緯度 (度単位)

B = 放鳩地経度～鳩舎経度 (度単位)

～の記号は大きい方から小さい方を引く。

\* A・B を度単位に換算したものは、小数 6 位以下を四捨五入して、小数 5 位までを使用。

\* 度換算は減算後に行う。減算前に行う必要がある場合は、小数点 8 位以下切り捨てて 7 位まで使用する。

a = 111.323

b = cos 鳩舎緯度 × a

\* b は小数 4 位まで求めて四捨五入し、小数 3 位までを使用。

\* 円周率 ( $\pi$ ) を使用して計算する場合は小数点 6 衔まで使用。

c = tan 鳩舎緯度 ÷ 6378.388

\* cos 鳩舎緯度・tan 鳩舎緯度の計算結果については、小数 8 位までを使用し、以下切り捨てる。

\* c は小数 8 衔として以下切り捨てて使用。

\* Aa 及び Bb の計算では、小数 4 位を四捨五入し、小数 3 位までを使用。

\*  $(Aa)^2$ 、 $(Bb)^2$  の計算では、小数 4 位まで求めて四捨五入し、小数 3 位までを使用。

\*  $Aa \times (Bb)^2$  の計算では、小数 3 位までを使用し 4 位以下を切り捨てる。

\*  $Aa(Bb)^2 c$  の計算では、小数 3 位までを使用し 4 位以下を切り捨てる。

\* 土の記号は放鳩地が鳩舎より南の時加え、放鳩地が鳩舎より北の時引く。

\*  $(Aa)^2 + (Bb)^2 \pm Aa(Bb)^2 c$  の計算結果を平方に開いて、3 位までを使用し、以下を切り捨てる。